

原子力委員会

原子力防護専門部会（第7回）

議事次第

1. 日 時 平成19年10月24日（水）10時00分～12時00分

2. 場 所 虎の門三井ビル 2階 原子力安全委員会第1、2会議室

3. 議 題

1. 原子力防護専門部会の主な検討事項
2. 「原子力防護」等の用語について
3. 原子力のセキュリティに関する国内体制について
4. 放射性物質の防護に関する国際的な動向等について
5. その他

4. 配布資料

資料第1号 原子力防護専門部会の主な検討事項等について

資料第2号 「原子力防護」等の用語について

資料第3号 原子力のセキュリティに関する国内の体制について

資料第4号 放射性物質の防護に関する国際的な動向等について

資料第5号 原子力防護専門部会第6回議事録

参考資料第1号 原子力防護専門部会の設置について

（平成18年12月19日 原子力委員会決定）

参考資料第2号 高レベル放射性廃棄物（ガラス固化体）等の防護の在り方に

関する基本方針（平成19年8月28日 原子力委員会決定）

参考資料第3号 原子力防護専門部会の構成員について

（平成19年10月23日 原子力委員会決定）

5. 出席者

専門委員： 内藤部会長、川上委員、衣笠委員、交告委員、小佐古委員、東嶋委員、山本委員

原子力委員（オブザーバー）：近藤原子力委員長、松田原子力委員、伊藤原子力委員

事務局：黒木参事官、牧野企画官、中島補佐、立松上席調査員

(内藤部会長) それでは、時間になりましたので第7回原子力防護専門部会を始めたいと思います。

皆様のご協力により、前回の部会会合で高レベル放射性廃棄物（ガラス固化体）等の防護の在り方に関する基本的考え方について報告書を取りまとめ、部会長として私から8月28日の原子力委員会にご報告致しました。その結果、参考資料第2号にありますように、報告書に示された方針が妥当と認められ、関係省庁がこれに従って所要の取り組みを行うよう、委員会決定がなされました。その際、当部会に対して、昭和55年になされた核物質専門部会報告書の見直しが指示されておりますことを、初めにご紹介申し上げます。

さて、今回から新たに本部会の委員として、交告委員、小佐古委員、中込委員に加わっていただいております。

交告委員におかれましては、前日も専門家として本部会にご出席いただきましたが、今回からは委員として御参加いただいております。

本日は、青山委員と中込委員におかれましては御都合により欠席でございます。

小佐古委員は、今回初めて本部会に御参加いただきましたので、一言御挨拶申し上げます。

(小佐古委員) 東京大学の小佐古でございます。元々は原子炉物理を研究していましたが、広島、長崎の原爆の影響評価などを行い、放射線防護についても研究するようになり、ICRPの委員を12年務めてきました。現在東京大学の原子炉実験所で原子力本部長とともに、放射線取扱主任者も努めております。勉強させていただきますので宜しくお願い致します。

(内藤部会長) 先ほど申し上げましたように、本部会は、前回までの検討で、高レベル放射性廃棄物（ガラス固化体）等の防護の在り方に関する基本的考え方について取りまとめ、今回からは、検討の課題を放射性物質の防護の在り方に関する基本的考え方等に移して、調査審議致します。その意味で、放射線安全の専門家である小佐古先生にもご参加いただき心強く思っております。

それでは、最初に、配付資料の確認を事務局よりお願いします。

(事務局：牧野企画官) それでは、お手元の資料第1号を1枚めくっていただきたいと思います。

初めに、検討の背景等をざっと見た上で、今回の原子力防護専門部会の検討の範囲について、もう一度整理しておきたいと考えております。

1. 背景は、2001年の9.11テロを契機といたしまして、放射性物質の安全とセキュリティ対策の重要性が増してきているということです。国際的にも、IAEAを中心にいろいろな対策が進められつつあります。

一方、放射性物質は、実際には医療、研究、教育、産業等多方面において使われていますし、利用の形態も様々になっております。このため、放射性物質のセキュリティ対策を考えていく場合には、それぞれの特徴を十分に踏まえて、利用実態に応じた対策を考えていかなければならないということが一つのポイントとなると思います。

また、関係者のセキュリティに対する意識というのも、利用が多方面にわたっておりますので、必ずしも核物質等に比べれば十分ではないだろうと思われまます。ましてや、破壊行為までは考えていないのではないかというような背景がございます。

2. 検討の内容でございますが、これは昨年の12月の専門部会の設置をする原子力委員会決定の中で、今回は核物質の検討以外の残りの部分を行うということで、放射性物質やその関連施設についての特徴を踏まえた合理的、効果的な防護の在り方に関する基本的考え方を調査、審議するということとなります。

それから、先ほど部会長からも御紹介がありましたが、今年の8月に原子力委員会で再度決定がなされておまして、昭和55年の原子力委員会核物質防護専門部会報告書の見直しも検討してくださいということでもありますので、核物質と放射性物質の両方を併せた報告書を、防護に関してまとめていくこととなります。

なお、その際には、原子力委員会決定にも書かれておりましたが、国際的な動向の調査・整理、それから関係行政機関の取組状況の確認・整理というようなことを経ながら、まとめていきたいということでございます。

3. 主な検討事項につきましては、多分このようなことが検討の対象になるだろうと考え・列挙してございますが、委員の皆様方から、もっとこういうことも検討するべきだという御意見を積極的に賜りたいと思っております。

1番目は、放射性物質については、どういう脅威を想定するべきか。不法移転なのか、妨害破壊行為なのか、両方なのかというようなことです。

2番目は、放射性物質の区分。潜在的な危険性というものをどのように考えるのか。

3番目は、防護の水準をどのように考えるか。

4番目は、防護の国際的な動向はどうか。

5番目は、防護の要件としては、どの程度のことを考えるべきなのか。

6番目は、施設の範囲ということを考えるべきなのか、考えるべきでないのか。

7番目は、安全規制と防護の連携の効果ということでありまして、この点は、国際的にもIAEAのベーシック・セーフティ・スタンダード（安全基準）の中の放射線源の安全についての文書には、「セキュリティ・プロビジョン」というセキュリティに関する規定が入ってしまっていて、結構、安全とセキュリティの重なり合う部分が、放射性物質については核物質よりかなり広いのではないかという感じがします。国内におきましても、放射線障害の防止に関する法律がありますが、この法律の安全規制の部分との連携がかなり出てくるであろうと思われまます。

8番目が、防護の体制を国内にはどういうふう整備をしていくべきなのかという考え方を整理していくということでございます。

4. スケジュールでございますが、忙しくなるかもしれませんが、月に1回程度の頻度でこの部会を開催して、年度末を目途に報告書を取りまとめてまいりたいというイメージでございます。

以上です。

(内藤部会長) ありがとうございます。

ただいまの御説明に対しまして、御質問あるいは御意見等ございますでしょうか。

一応こういう今後の検討事項、それからスケジュールを頭に入れて、この部会で議論していくということでもよろしいでしょうか。

それでは、次の資料第2号「「原子力防護」等の用語について」を事務局から御説明願います。

(事務局：牧野企画官) それでは、資料第2号「「原子力防護」等の用語について」という資料を御覧ください。

1番目、そもそもこの部会におきましては、「Nuclear Security」という用語をどのように日本語として扱っていくべきかということで議論が始まったわけでございますが、この「Nuclear Security」というそもそもの用語につきましては、国際原子力機関（IAEA）において、総会の資料の一部に定義が入っていましたので、それをここに抜粋してございます。仮訳がついていますが、内容的には、核物質その他の放射性物質又はそれらに関連した施設に関する盗取、妨害破壊行為、無許可の出入り、不法な譲渡又はその他の不法な行為の防止、検知及び対応、となっていると思います。

そこで、そもそもこのセキュリティというのはどのような概念なのかということ、対策の種類ごとに整理をしてみると、より分かりやすくなるのではないかと思います。表を作ってみました。

IAEAの定義を踏まえますと、通常のとくと事が起こってしまった緊急のとくと、実はセキュリティは両方の状況を含んでいるということでもあります。最初に①の部分は、核物質については核物質防護の世界でありまして、まさに「プロテクション」をしています。放射性物質についても、護っていくというようなことはあるわけでありまして、同様の部分があるだろうと思われま。

それから②の部分は、IAEAなどでは「Illicit Trafficking」と言っていたり、先ほどの総会の定義を見ると「illegal transfer」と書いてあったり、いろいろ言い方はあるのですけれども、いわゆる不法な譲渡を水際できちんと抑えるということです。主として、旧ソ連、東欧諸国などでは、放射性物質や核物質が不法に取引をされているような実態も見受けられたという経緯があり、国際的にもこのような対策はきちんとやらなければいけないという動向があつて、IAEAもこの活動に力を入れているということでもあります。

核物質、放射性物質などの不法な譲渡等の防止のための輸出入の管理と国内の法制は関連しており、国内法で譲り渡し等の制限などが行われることに関連して輸出入の管理が行われるということでもあります。①の部分にも、妨害破壊行為等、不法移転の防止、防護のということもあるのですが、②は水際取引のところに注目をした対策ということでもあります。

一方、「response to」と英語では書いてあるわけですが、事が起こってしまったとき、あるいはそれ以降の対策ということも実際には考えられておきまして、国内におきましても、「武力攻撃原子力災害等」と書かせていただきましたが、有事法制関連ではこの種の対策がなされているということでございます。

以上が、「Nuclear Security」の IAEA の定義と、対象としている範囲のイメージを整理したものであります。

2 ページ目以降につきましては、実際に、「原子力防護」に類似した用語として、どのような使用例があるかをインターネットで調べてみたものでございます。

最初の例は、原子力政策大綱に書かれておきまして、米国同時多発テロ以降、テロ活動が行われる危険が増大して、「核物質及び放射線源のセキュリティ」という書き方で、以下「核セキュリティ」という用語を使っております。放射線源を念頭に置いた上で、テロ対策を主として考えて、「核セキュリティ」という用語になっているということでもあります。

以下、国際協力ですとか国際展開の部分にも、この「核セキュリティ」という用語は使われています。

それから、②でございますが、エネルギー基本計画がございまして、エネルギー基本計画そのものは閣議決定をされている文書でございますけれども、その中に「核セキュリティ確保のため」という用例が出てきますが、定義がなく、いきなり用語として使われています。文脈から見ると、安全と不拡散と核セキュリティというような流れで出てきていますので、概念としては、大綱で用いているようなセキュリティ、あるいは IAEA で用いているような Nuclear Security と同じものと思われまます。

③は、外務省のホームページから幾つか拾ってみました。「外交政策 軍縮・不拡散」というテーマのところには「我が国の核セキュリティ活動」というタイトルがありまして、その中では「核セキュリティの強化は、9.11以降…」ということで、やはりテロ対策を念頭に置いた用語として使っているということでもあります。

また、条約の日本語訳ということでも、行動規範の訳として「放射線源の安全とセキュリティのための行動規範」という形で「セキュリティ」という用語をそのまま使っています。

近年、G8 サミットなどでもセキュリティ対策が出てきておきまして、その中でも「核セキュリティ」というような使われ方を外務省のホームページの中ではされております。

(2) は、類似の用語ということで、「核」ではなくて「原子力」を使った例がありまして、「原子力図書館げんしろう」というところには、「Nuclear Security」を「原子力セキュリティ」と訳したものが出てきています。「原子力セキュリティ諮問委員会」ですとか、「原子力セキュリティ活動計画」という形で書かれています。

同じように使った例が、実はもう一つありまして、少し古くなりますけれども、原子力二法人統合準備会議の資料の中には、「核不拡散、原子力セキュリティ強化の重要性」ということで、これもテロを

前提とした用語として使われています。

あとは参考でございますけれども、「セキュリティ」という用語自体は既に日本語になっているのではないかという意味で見ますと、少なくとも情報分野におきましては、「情報セキュリティ」という用語がはらんしてしまっていて、この辺は日本語としては、片仮名日本語になっているのかなと思います。

一方、経済産業省などは「エネルギー・セキュリティ」という使い方もしているということでございます。

そこで、今度は3番、用語の選定ということでございますけれども、いろいろ御議論はあったかと思いますが、取りあえず原子力防護専門部会では、仮定義を、資料に書いてあるとおりに示してございました。

しかし、用語の内容の範囲をよく見てみますと、かなり幅が広く示されていることから、「核セキュリティ」の用語を使った上で、その定義は、IAEAの「Nuclear Security」の定義の内容と同じ内容にしようという案を取りあえず示してございます。

ここは、かぎ括弧で書かれているところが、新しいこの部会における定義の案でございますけれども、どこが違うかという点、IAEAの定義の日本語訳の中では「核物質、その他の放射性物質」と書いてありましたけれども、この部会では、放射性物質の定義そのものを別途していて、放射性物質には核物質は含まないという整理をしておりましたので、そのまま「核物質、放射性物質」と並べてよろしいかと思っております。

それから、仮定義の中では「不法なアクセス」と、「アクセス」をそのまま使っていましたが、ここはもともとの用語が、オーソライズされないアクセスというような意味でありますので、日本語訳としては「無許可の出入り」と、出入り管理のことでいいのではないかとということで訳し直しています。

それと、仮定義中の最後のところが、いろいろな「不法行為を防止するために、これらの行為を検知し、対応すること」と書いてあったわけですが、防止のためにやるということだけではなくて、実際にもう事が起こってしまったという有事の場合も想定をして「セキュリティ」という用語が使われておりますので、その意味では「防止、検知及び対応」ということを全部三つ横並びにして直しております。

取りあえず、そういう形で案を示してございます。ただ、本部会の検討の範囲を見ますと、有事の対応、事が起こってしまった、しかも事が起こってしまった後、さらにそれをどう収束させるかということころまでは、検討の範囲としては広過ぎるだろうということでございまして、用語の定義としましては、上に挙げたような案としますけれども、本専門部会の検討の範囲としては、有事の部分は除いた範囲とするという整理でございます。

以上です。

(内藤部会長) ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問お願いいたします。

衣笠委員。

(衣笠委員) 今の御説明を伺っていて理解できるのは、核物質、放射性物質又はそれらに関連した施設及び輸送等の防護あるいはセキュリティに関し、ここで議論しましょうということでもあります。この委員会名前そのものが「原子力防護専門部会」なんですけれども、端的に言うと、核物質及び放射性物質防護委員会というふうに理解していいわけですよ。そういう名前が実態をあらわしているというふうに理解してよろしいのでしょうか。さらに、それを一くりにして、「原子力防護」という言葉に置き換えて代用させているというふうに理解してよろしいのでしょうかということを、まず確認しておきたいと思います。

というのは、放射性物質ということになりますと広い範囲のものを取り扱います。最初のところで、具体的には幾つかの機関等を出しておられたわけですが、ですから、そういう意味で、具体的に「原子力防護」ということの内容をいうと、核物質及び放射性物質に関する防護、そういうふうに理解すべきであるというふうにお考えなのでしょうか。

(内藤部会長) 今の点はいかがでしょうか。

(事務局：牧野企画官) 用語としましては、核物質、放射性物質あるいはそれらに関連した施設というものをそのままとってきています。ただ、全体をよく見ていく中で、どういう対策がどういう対象の範囲について必要かとか、そういうことはまたきちんと整理をしていく必要があるかとは思っています。

(内藤部会長) 近藤先生、どうぞ。

(近藤原子力委員長) 御存じの上で質問されておられると理解するところ、申し上げるのもあれけれども、私どもが原子力防護専門部会を設置した際に、参考資料1の設置の趣旨を御紹介申し上げ、その席で、私どもとしては「原子力防護」という名前が本当に検討内容をあらわすのに適切な名称かということについては悩んだあげく、「核物質防護」よりはいいだろうということで、提出したということを御紹介申し上げたところ、委員の皆様からいろいろ御意見をいただいて、この名称については、引き続き検討しましょうということで、過去、たしか2回か3回、この部会で議論されたと記憶しています、で、今回、新しいテーマの検討を始めるにあたって、もう一度ここでその件について問題提起を事務局からさせて、皆様の御意見を伺うことを考えた次第です。

ですから、きょうここでまた、やはりもっと考えるべきだよなということだったら、それはそれでよろしいのです。勿論、これだけ議論した結果として、きょうここで「核セキュリティ」でいきましょと皆さんでお決めいただければ、それはそれで結構です、勿論、「原子力防護」という言葉は私の創作ですから、未練がないといったら、うそになります。

(内藤部会長) ありがとうございます。

近藤委員長が言及されましたが、参考資料第1号の趣旨のところでは、はっきりと「放射性物質や核物質の防護」ということで、この専門部会の所掌範囲はそれを対象にしているということです。

衣笠委員。

(衣笠委員) そうすると、私は、結論的に「原子力防護」でいいと思っているんです。どういう理由かというと、これをそもそも議論し始めたというのは、やはり一番の眼目は、核兵器への転用を、我が国で言えば核兵器はつくっていないわけですから、ほかの国は別として、核兵器の転用ということに関して、一番神経を使ってくださいよと、そういう体制をきちんと作りましょうよということで、それが第1の眼目だったと思います。

これは私が勝手に言っていることですがけれども、その次に、やはり「9.11以降」という言葉が何度も出てくるように、核物質とか放射性物質を使った妨害破壊行為も含めたもの、そういうものに対してきちんとディフェンスできるかどうかということになってきています。

そうしますと、まず固めるところは原子力関連施設等、及びそういうところで燃料の搬送とか、そういうこともかかわってきます。そういうところでありますけれども、テロ等に転用されるものに、はっきり言いまして、例えばダーティ一ボムに使われるものというのは、別にほかのR I使ってもいいわけですから、そっちは全く野放しでいいというわけにはいかないの、その次にそういうものをディフェンスするにはどうしようかということになって、R I等を含めた放射性物質にぐっと範囲が広がったと思います。

ですから、そういうことを踏まえますと、まず一義的に押さえなくてはいけないところということで、原子力ということを押さえられたというのは、もともとの眼目をあらわしているわけですし、それはそれで正解だと思います。

ただし、それだけでは収まりきれない問題があるので、私の中では順位的には下になるわけですがけれども、その次に、人体への影響とか生命に関しては非常に危険度は少ないけれども、社会的な影響の大きい、例えばR Iのばらまきとかも含めたそういう行為を抑止する、防止するための一定のディスカッションというのは必要でしょうというのが私の理解しているところなので、そういう意味で、この名前で私はいいいと思っています。

以上です。

(内藤部会長) 「Nuclear Security」の「Nuclear」のところを何と訳すか、「Security」のところを何と訳すかということが前提にあると思うんですがけれども、この部会の名称は、「Nuclear Security」を「原子力防護」というふうに訳しているわけですがけれども、今の衣笠委員の御意見に対しまして、ほかの方から御意見ありますでしょうか。

小佐古委員。

(小佐古委員) やはり「原子力防護」というのは考える余地がいっぱいあると思うんですね。もともと



は、「核物質防護」とか「Nuclear Security」という形で発達してきているものなのですが、それでは、ラジオアイソトープとか放射線の利用を中心にしたもののセキュリティという概念がどういうふうに関連してきたかということなんですけれども、決定的に違うことがいっぱいあります。

第1点は、核物質防護というのは、国際的な枠組みが既にでき上がっているということです。IAEAが査察官を用意して査察をやるとか、セキュリティに対する基準をどういうふうにしようというのは、非常に明確な形ででき上がっているということです。

ラジオアイソトープの方をIAEAがやっているのかといたら、もう死ぬほど量があるわけですから何もやっていませんし、これから先もできません。莫大なマンパワーと莫大な資源が要るので、それが1番目のポイントです。

2番目は、量の管理とかアイデンティファイというのが、核物質については初めからできているということです。現在も我々が利用しているものは、それこそ1グラム以下のものも全部番号がついていて、核物質管理センターを経由してお国の管理に入っている。世界中の全部のものが計量管理と線源のIDをつけたコントロール下にあるということですね。アイソトープの方は、そういうものは一切ありません、大きいものから含めて。今それを何とかしようとしているんですが。

3番目ですけれども、利用の範囲とか広がりというのが全く違いますね。核物質関係というのは、初めから1番目、2番目の仕組みがあるから、国のものとして登録されて、やはり限られた人たちが使っているわけですね。アイソトープということになると、事業所の数というのは10倍じゃききません。とんでもなく多い量になっていますし、強いところも弱いところもあるということで、言葉を口にした途端に、社会に与えるインパクトの広がりというのは全く違います。

4番目ですけれども、例えば輸出入ということになると、今は書類を出せば、ラジオアイソトープの輸出入というのは頻繁に行われます。でも、核物質ということになると、これはかなり性格が違いますし、そこを見ても違うのはわかると思いますし、輸送ということになると、もうこれは全く別世界ということです。我々は、ラジオアイソトープの輸送を頻繁に行っています。郵便物でも送れますし、航空危険物という貨物があるんですが、その90%以上がラジオアイソトープなんです。だから、それを核物質と同じようにやりますかということになると、これはもう大騒ぎになるどころじゃない。

ほかのセキュリティのレベルとか潜在危険とか、いろいろなことを考えると、これは全く異質な世界であるというふうに理解するのが普通だというふうに思うんです。それを「原子力防護」という名前で一まとめにしたときに何が起こるのかというのは、よくお考えになった方がいいんじゃないのかというのが私の意見です。

(内藤部会長) ありがとうございます。「原子力防護」そのものを使い続けることについては、今の御説明にあったような観点からしても、くみしない、そういうことですね。

(小佐古委員) いや、ほかにいい代案があるのかということ、どこかの国会と同じであります。

(内藤部会長) わかりました。ほかにございますでしょうか。

前にも議論したときに話題になりましたけれども、日本語で、「nuclear」、それから「atomic」ということに対して、一応大方の対応としては、「nuclear」に対しては「核」、それから「atomic」に対しては「原子力」という訳し分けが主流なんですけど、例外があります。

例外としては、アメリカの原子力の安全を規制している原子力規制委員会というのがありますが、あれは Nuclear Regulatory Commissionなんですね。それから原子力発電所、これにつきましては、Nuclear Power Stationなんです。それを「原子力」と訳しているということなんですけど、三つ目の例外として「原子力防護」というのを使うかどうかということだと思います。

(小佐古委員) 日本人的な感覚でいきますと、「原子力・放射線防護」という名前をつけて使い分けるというようなこともやっていると思うんですね。

「Nuclear」という言葉が出てくると、この国では反応はスペシャルということになりますので、「Nuclear Security」というのでラディエーションのそういうようなセキュリティが混ざるということは、非常に大きな混乱を巻き起こす。衣笠先生の御専門の医学の方では、「核磁気共鳴」というのが普通の言葉だと思うんですけど、あれはMR Iというんですけど、何か「nuclear」を避けた表現になっていました。

(内藤部会長) 初めは、「nuclear」でしたよね。

それから、セキュリティのところについて言いますと、「核物質防護」は「physical protection」からきているんですね。本来、「physical protection」ですと、物理的防護、物的防護というのが正しいんですけど、それではわからないから、核物質を防護する。その防護は、盗取、盗難から防護するという意味で初めはあった言葉だと思うんですね。

ですから、小佐古先生の御専門の分野である放射線防護、要するに放射線から人体を守るという防護ではなくて、核物質そのものを物理的に守る。そういうことで、「physical protection」、物的防護という言葉が生まれてきたわけです。

ところが、9.11より前からそうなんですけど、サボタージュという概念、あるいは妨害破壊行為という概念が出てきたときに、それを「protection」という言葉でくくれるかということだと思います。それで、対象が放射性もあるし核燃料物質もあるということで「nuclear」にしたわけでしょうし、「Nuclear protection」という用語ではなくて「security」というのは、単なるプロテクションではない、もっとしみ出た概念もあるということで、多分「セキュリティ」という言葉が使われているんだと思うわけです。

そうしますと、「防護」という言葉を引き続き使う方がいいのかどうかという議論にもなってくると思うんですけど、一部の関連省庁からは、「セキュリティ」という言葉を、単に「防護」という言葉ではなくて、今までとは違った概念である、単に核物質、放射性物質を盗取、盗難から防護するというこ

とではなくて、安全確保、もっと広い、公衆一般の安全を確保するためのセキュリティというんですか、そういう概念として「セキュリティ」という言葉を使ってほしいという要望もあります。

山本委員、いかがですか。

(山本委員) 私は、前の議論のときに、「原子力防護」という用語を使っていったよかろうという意見でした。それは、ここで与えられている定義を踏まえた上で、全く新しい概念として「原子力防護」——「原子力」が「nuclear」でとか、「防護」が何とかとか、二つの言葉に分けないで、「原子力防護」という一つの言葉として、新しい概念を示すものとして登場したらいいんじゃないかという意見でした。

今回、「核セキュリティ」という言葉を提案されているんですけども、まず4ページのところの新しい定義の仕方については、この新しい定義で「防止、検知及び対応」というのを三つ並列に並べたというので賛成です。これはIAEAのものに沿っている。

さてそこで、言葉をどうするかということですけども、とりあえずこれから放射線源についての報告書を作っていくんですけども、そのところに「核セキュリティ」という言葉を入れながら作ってみて、じっくり馴染むかどうか。特にお医者さんの話とか、病院とか学校での利用とか、そういうのが出てきたときに、「核セキュリティ」という言葉で報告書がなじむかどうかというのを一遍作ってみたらよかろうということで、とりあえずやってみましょうという意見です。とりあえず「核セキュリティ」でいったらどうかと、そういう意見です。

(内藤部会長) わかりました。当初、「原子力防護」でいいと思われたけれども、「核セキュリティ」という言葉がいいかどうかを吟味するために、今後「核セキュリティ」という言葉を暫定的に使って、最終的に判断しようと、そういうことですね。

衣笠委員。

(衣笠委員) 「核セキュリティ」でも「原子力防護」でも、私は、それは一つの言葉としてどちらでもいいと思っています。

ただし、その言葉でいいというのは、例えば医療関係者にとっては、恐らく初め、「原子力防護」の対象は自分のことではないと思うでしょう。でも、そのことがどうして自分たちと関わりがあるのかということをはっきりさせようと思ったら、こういうことをちゃんとやってほしいということを明らかに示すことが重要です。今既にもう管理されているわけなので、それ以上のことって何なのということを理解してもらうためには、そういう言葉というのは悪くないと思っているんです。そういう意味でいろんな意見があろうかと思います。

(内藤部会長) そういう言葉というのは、どちらですか。

(衣笠委員) 「原子力防護」でもいいですし、「核セキュリティ」でもいいです。

(内藤部会長) こだわらないということですね。

(衣笠委員) こだわらないというより、それがぴたっと内容をあらわしていないから、かえってこれは何なのということで、相手側が混乱するのでは。

(内藤部会長) 疑問を呈すると。

(衣笠委員) 疑問を呈して、一体何をしなきゃいけないんだという問題をわかりやすくしたいと思います。

(内藤部会長) 一番最初の議論のときは、衣笠先生は、「原子力防護」だと病院の人は自分のことじゃないというふうに思われるということを言いましたよね。それは「核セキュリティ」にしても同じだということですね。

(衣笠委員) 同じだと思います。

(内藤部会長) ただ、病院関係では「核医学」という言葉はあるわけですよ。

(衣笠委員) あります。

(内藤部会長) わかりました。

小佐古委員。

(小佐古委員) こっちがいいとかという種類の話ではなくて、事実関係をお話しするんですが、既に文部科学省の放射線規制室で法律に取り入れることを前提にして10回近く、非公開ですけども、審議が終わったんですね。医療は、九州大学の本田教授が入られて、セキュリティ会社といろいろやっているんです。

どっちでもよくなくて、先ほども言いましたように、いろいろなフェーズがあるんですが、核物質の方は最初から登録してあるシステムが存在していますから、それから後の議論をすることになるんですね。ラジオアイソトープの方は、スタート地点がはっきりしないんです。今も許可はもらっているんですが、枠の許可をもらっているだけで、コバルト60が10メガベクレルという枠をとっているだけで、何のコバルトの線源か、何個に分かれているのか、今の仕組みでは、よくわからないんです。

だから、物が入れかわっていても、それはもう完全にやりようがないということなんです。登録番号とかIDをつけているわけではありませんから、じゃ、頑張っつけてようということになると、物すごい数ありますから、大まかに非密封ということになるとどうしますかと。核物質の方は、マテリアルバランスエリア、MBAを用意するかアカウントティングということで、システムがそれなりに動いているわけですから、やりようがあるんですけども、ラジオアイソトープの方はノーアイデアです。

IAEAが、あるいは我々が言い出したのは、一番最初に線源のIDをはっきりさせることが大事だと、線源にクラス分けをしよう。上から4ランクぐらいに分けて、最初の1ランクで強いものとか潜在的なリスクが高いものだけでも押さえないというのでいろいろ始めたんですが、1、2の絡みのところで出てくる9割方は病院にあるものなんです。それを何らかのコントロール下にかけるということになったら大騒ぎになってしまう。病院というのは、セキュリティ上は非常にまずい位置にいて、不特定多数の人が入り、技師さんも入る。最悪のスレットあるいはシナリオは、患者自身がテロリストだった

らどうするのと、腔内照射をやっているときに、それをひっぺがして走っていったらどうするのというところまで存在するわけですね。

病院は不特定多数の人が入って、場合によったら赤ちゃんが盗まれてもわからなかったとか、そのために用意されている防護カメラがあって、セキュリティのカメラをまた別につけるのかとかさまざまな議論がされて、そういう状況のところ、「核セキュリティ」という名前をつけて、こっち側で完璧なシステムが存在しているところを、ややもすると混ぜたような議論になるということは、これはかなり混乱を招くということになるというふうに私は思うんですね。

だから、今の線源管理をやりましょうというレベルのところでも、医療関係というのは大変大きな爆弾を抱えていて、あれがうまく機能できるのかどうかというのは、私は非常に心配している状況なので、どちらでもというのは、かなり実態を反映していないんじゃないかなという気がいたします。

(内藤部会長) 結論的には、先ほどおっしゃった「原子力」と「放射線防護」ということですか。

(小佐古委員) だから、「防護」はプロテクションで使われますから、場合によれば、その後ろに、原子力セキュリティ、放射線のセキュリティ、「セキュリティ」という言葉にされた方が混乱しないというふうに思います。

(内藤部会長) 近藤委員長。

(近藤原子力委員長) 小佐古委員のご心配は共有しますが、他方、同じ用語の下に異なる程度のものがあってもおかしくはないと思います。そういうアンブレラ用語だと明らかにしてあればよいのではないかと思います。私どもとしては、文科省で御議論いただいた結果が、原子力委員会としても適切と考えれば、それを核セキュリティの基本的考え方の一部として受け取ってかまわないのです、そういう判断をしていただくのがこの部会の仕事です。基本方針があって、所掌の行政部局で個別分野の取組が決定されるのが理想ですが、現実には、それぞれが独自にご尽力いただいている現実がありますから、それは尊重されるべきと考えています。

で、「原子力防護」とか「核セキュリティ」という言葉で、そういうことにかかわるものを一つくくりでまとめて報告するのがいいのか、いや、結論として、それはやはり核物質にかかわる部分と放射性物質にかかわるものを分けて基本的指針を示すのがいいのかについても、皆さんにお決めいただくことなんです。

(内藤部会長) わかりました。

(小佐古委員) すみません、これで時間をとるのもあれで。

だから定義をして、そういうふうに運用すればいいんだと思うんですね。私が申し上げているのは、「セキュリティ」とかそういうようなイシューは、広く国民側に広がったアプリケーションとか、広がった理解をしてもらわなければいけない分野だと思うんですね。

だから、聞かれた一般の国民が、短いターミノロジーでどういうイメージを持って受け取るかという

ところが非常に重要で、長々と説明して、「原子力防護」というのは、つまり核セキュリティとこういうのに絡んでいて、こちら側はおのおのの特性があってというような長々とした説明をやりたいのか。あるいは、スカッとしたい言葉があるなら、その使い分けでやられたら、むしろ東嶋さんなどに、どういう印象ですかと聞かれて、原子力委員会の方でこういう定義をして、こういうふうに伝えたいというふうに決められれば、それで動けばいいんですが、受け取る側が、どういう印象でこれを受け取られるかというのは、セキュリティみたいな広がった概念のときには大事であるという気がいたします。

(内藤部会長) ありがとうございます。

川上委員。

(川上委員) これは、最初の方で大分議論した記憶があるんですけども、今後もし放射線源について議論しようということであれば、「核」というのは、やはりそぐわないという感じが強くいたします。

つまり、日本の場合は原子力基本法で全体をカバーしているわけですから、名前からいって、原子力の方がちょっと幅が広いだろうと思うんですね。ですから、「原子力防護」という単語をつくっておいて、その中で書き分けていくというような形の方がわかりやすいんじゃないかと思います。

山本さんみたいに、全部できたところでもう一回見てみようというのも一つのアイデアかもしれませんが、「核」というと非常に限定された印象を受けるのは事実だろうと思います。

(内藤部会長) ありがとうございます。

衣笠委員。

(衣笠委員) やはりどういう目的で、今から何をしようとするのか。何をしてきたのかということにもなるわけですけども、わざわざこういう問題を取り上げて、こういうふうにやりたいということは、先ほども言ったように、第1は、やはり核兵器への転用のことをどう関係者がブロックできるのか、その議論。そうしたら、それだけで終わるのかということ、それだけではないでしょう。次の問題が出てきます。例えば医療機関で使っているものというのは、直接核兵器転用の対象にはほとんどならない。ですから、そこでは非常に防護のランクが落ちてくる。そうしたら、ノーマークでいいのかということになると、そうでもないでしょうという問題が出てきたために、これを取り扱っていると思います。

ですから、その辺で、今度はその部分は運用でやればいい。実際に同じような基準を設けることなんか、今、小佐古先生言われたように、それは不可能ですし、医療体制を変えなきゃいけないということになってくるので、それは今のところとてもできる話ではない。ですから、一体何のためにそういうところまで巻き込んで対象とするのかということところが名称にしても主に考えるべきところじゃないかと思っています。

(内藤部会長) ありがとうございます。

東嶋委員、交告委員、御意見ございますでしょうか。東嶋委員。

(東嶋委員) これまでもかなり長い時間議論してきたわけで、その過程では「原子力防護」でよいので

はないかという意見に、何となくなっていたと思います。それで、今回新たに「核セキュリティ」という用語を出されたのは、恐らくほかのところの使用例を御覧になって、例えば原子力政策大綱ですとか外務省などでも「核セキュリティ」という言葉を使っている。文科省でもそうだったように記憶しています。

ですから、私自身が一つ危惧しますのは、この部会の議論の中で、「原子力防護」にしましょうというところで議論を進めてきたのですが、ほかの省庁や原子力政策大綱の書類の中では「核セキュリティ」という用語、同じ内容のことを二つの言葉で使っていくということになりますと、国民としては非常に混乱することでありまして、もし今現在、既に「核セキュリティ」という用語がかなりほかの分野で定着しているというか、それで用語としてもう走っているのだとしたら、それを使った方がよいのではないかというふうに思います。

ただ、「セキュリティ」という言葉そのものについては、国語審議会というんですか、そういうところで、実際ある程度日本語として定着したものとされているのか、あるいは日本語の言い換えというのが提案されているのかどうか、今この時点ではわかりませんが、それを確かめていただけたらと思っています。

(内藤部会長) ありがとうございます。

交告委員、何かございますでしょうか。

(交告委員) 結論としては、「原子力防護」という名前で報告書を書いて、その下位概念として「核物質防護」と「放射性物質防護」ですか、この二つに分けるといいと思います。

「核セキュリティ」という片仮名語がいいかどうかということなんですが、民間会社のセキュリティ確保ですか、それが広まっていますので、国民の間に「セキュリティ」という言葉はよく使われるようになっていると思うんですけども、できるだけ我々は、何でもイージーに片仮名に直すという考え方は、もうやめた方がいいと思います。やはりきちんとした日本語を考え出すと。もしだめならば、「防護」ということももう少し考え直して、別の日本語らしい日本語をつくり出すというふうに考えた方がいいと思います。

(内藤部会長) ありがとうございました。

小佐古委員。

(小佐古委員) 実は、「放射線防護」というのは放射線の安全ということで、セキュリティとは全然違った形で既に使われているんです。原子力政策大綱が何でこんないいかげんな表現にずっと決まったのか。放射線防護、放射線の安全の方で既に、10年までいきませんが、5年以上の議論があつて、「セキュリティ」と「セーフティ」の概念がどういう関係にあるのかというのを長々と議論してきているんですね。ラジオアイソトープの方では、セキュリティという概念はセーフティに内包されるというので決着がついているんです。

というのは、さっきもお話をさせていただいたように、核物質の方はスタートポイントとか仕組みが既に存在していて、それから後のことがセキュリティの議論の中では中心なんです。

放射線、アイソトープの方は、潜在的なリスクが決定的に違うんですよ。私は、広島、長崎もやっていたけれども、原子爆弾が落ちれば何万人も死んじゃうわけですね。両方合わせて20万人。

ラジオアイソトープのダーティーボムで、殺せるかといったら、それは無理です。だから、潜在的なものが基本的に違うので、むしろラジオアイソトープの方は線源管理をきちんとやる。それで、それから後、それが起こったときの情報的な混乱をどうするかと、それが起こったときの医療機関の大混乱をどうやって抑えるかということが話の中心なんです。だから、既にICRPで核テロと放射線防護というパブリケーションが出て、その中にセキュリティ 이슈も含めて、医療対応とか情報対応とか書いてあるんですが、恐らくはその世界で「Nuclear Security」の方で異様なほどに発達してきた計量管理あるいは査察以降のところの話を中心にして議論をするんじゃないんです。だから、セーフティの方がセキュリティを内包しているという言い方で済んでいるということですね。

ですから、その関係が見えるようにしていただかないと、従前存在している核セキュリティのいろいろなメカニズムをこちらに持ち込むということになると動かなくなる。輸送一つにしても、核物質の輸送ということになれば、それは申請を出して、車を出してと、こういうことになるわけですが、航空便に載せているようなラジオアイソトープとか郵送なんかもやっているところにつけるんですかと。カナダからコバルトを輸送したときに、警察に行って大名行列でやるんですかということになると、これはもう実質的には利用ができないということの意味するわけですから、やはりワーディングのところは十分に留意されたいと思うんです。

ただ、今この場で無理やり決めるよりは、今、山本委員がおっしゃったように、ある程度報告書がまとまりそうになって、見えたところで再度考えるということも落ちつきどころじゃないかなと思うんです。情報を持たない状態で決断をしるというのは、かなり無理があります。ある人たちは非常にいっぱい情報を持っているんですが、ほかの人たちは情報を持たない状態で決断を迫るというのは、余り賢いやり方だとも思えませんのでね。

(内藤部会長) ありがとうございます。

ただいまの議論を総括すると、結論は出ないと、そういうことですので、いましばらく状況を見つつ、最終的に決断をしたいと思います。

それでは、次の議題ですけれども、資料第3号の「原子力のセキュリティに関する国内の体制について」、事務局から御説明いただきます。

(事務局：牧野企画官) それでは、資料第3号を御覧ください。

1枚めくっていただきますと、現状を概念的に整理した、少し割り切ったような絵になっておりますけれども、原子力に関して、通常時とか緊急時とか、そういった状況に応じて安全対策とかセキュリテ



イ対策といった対策ごとに、政府が全体的なものをどのように検討したり、取りまとめたり、見ているかということのを少し整理してみたということでございます。

左の方が、安全、「セーフティ」でございまして、これは主として工学的なリスクなどについて扱っているのですけれども、通常時は、原子力の安全確保対策として、事故とか故障とかを相手に対策を練っている。これは、原子力施設の安全規制に関する基本的な事項の企画、審議、及び決定ということで、原子力安全委員会が全体を見るようになっています。

それから、緊急事態になりますと、これは原子力の災害ということで防災対策になるのですけれども、こうなるとまいますと、原子力防災対策に関する基本的な事項については、実は内閣官房の方が取りまとめをしております。いざとなると、対策本部のヘッドは内閣総理大臣になるということもあって、そのための防災マニュアルの策定などは内閣官房の方が主導して、関係省庁に対して、非常に幅広くなりますけれども整理をして、対応するように目配り、気配りをしているということでもあります。

セキュリティの方はどうなっているのかというと、これは主として人為的なリスクなどを相手にしているわけですが、通常時におきましては、先ほど来ちょっと議論になっておりますような、いわゆる核物質防護等ということで、核物質と放射性物質についても、普段からそういった防護ということを含めて考えているのはどこなのだろうかということ、まさにこの部会であり、原子力委員会において基本的なことを考えているということです。

それから、いざ事が起こってしまいますと、緊急事態ということで、これはいわゆる有事の対応になってしまうのですけれども、有事関連法制も整備がされてきておりまして、事が起こってしまいますと対策本部長には内閣総理大臣がなりまして、幅広い関係省庁を全部集めて対策を行うということで、内閣官房の方が全体的なものを取りまとめて見ているということになっております。

そうしますと、実はこの間に④という部分の一つありまして、いわゆる核物質防護とは違う、かといって有事の対応ではない、不法な譲渡、これは先ほどの「Illicit Trafficking」ということとございませぬけれども、水際の管理ということもきちんとやっていくということでもあります。そこについても、基本的なものはどこかが見ていなければいけないということで、セキュリティの対策ということであれば原子力委員会が目配り、気配りしていくと、こういうイメージです。

次に、セキュリティの部分について、通常時と緊急時では、関係省庁はどのような役割分担で対応しているのかということのを2ページ以降に整理をしております。

2ページは、通常時でございますけれども、原子力委員会は全体的なものをよく見て、それでそれぞれの関係省庁にきちんと対策を整備していただくということをお願いするわけでございます。左の方から説明しますと、原子力安全・保安院ですとか文部科学省、国土交通省などは、関係の規制法令を整備して、防護に関する規制などを実施していくということとでございます。放射性物質になってまいますと、医療機器などへの規制も入ってきますので、ここは厚労省も関係をしませぬ。

一方、核物質防護条約ですとか核テロ防止条約とか、条約の関係もございますので、外務省が関係します。

さらに、脅威に関する情報の収集とか評価、あるいは実際に現場での警戒というようなことになってきますと、警察庁や海上保安庁が、左の方にあります規制省庁と連携をしながら対策を練っています。

さらには、先ほどの水際の部分につきましては、輸出入の管理をやっているのは経済産業省ですし、実際の現場では財務省が税関で水際を押さえることになっています。ただし、輸出入管理等につきましては、国内の関連の法制で規制がなされているという前提の上に、水際の規制が行い得るわけでございますので、実は右と左の省庁も関係があるということでもあります。

3ページでございますけれども、緊急時になったらどういうことになるのかということでございますが、その緊急時の概念を少し整理してみようということで、4ページに用語の説明をしてあります。

これは有事関連法制、国民保護法等において単語の定義がなされていて、そこでは、少し物騒な名前ですけども、「武力攻撃事態等」というのがあります。これは武力攻撃事態とその予測事態、それら両方を指しているということでもあります。主として有事というのは、本当に戦争に近いような、着上陸侵攻とか弾道ミサイルが飛んでくるとか、そういうことが念頭にあるわけですけども、ゲリラとか特殊部隊というものの攻撃もその範囲に入ってきています。また、それらの予測事態も範囲に入ってくるという前提になっています。また、「緊急対処事態」という概念もありまして、武力攻撃事態等には至らないけれども、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて、多数の人を殺傷する行為が発生又は発生する明白な危険が切迫しているという事態のことを指しています。以上、テロ行為というようなことも念頭に置いて、緊急時あるいは有事というような概念が作られているということでもあります。

これにつきましては、テロ対策ということも念頭に置きながら、内閣官房の方に内閣危機管理監という方がおりまして、関係省庁と連携をしながら対策を組んでいます。そこでの資料を抜粋したり、国民保護法の関連の基本指針にもそれぞれの省庁の役割分担等が書かれていますので、そこを引用してこの表を作っております。かなり細かい分担が多くの省庁にわたって、それぞれどこが何をやるということが書かれています。

今の通常時と緊急時の中で、原子力安全の部分と原子力のセキュリティの部分というのは、やはり密接に関係している部分がありまして、緊急時の表の中では、原子力安全委員会は、事が起こったときには、放射線障害の防止というような専門的な観点から、普段から専門家のグループとの関係がありますから、専門家の派遣をしたり、技術的助言をしたりすることとなっておりますけれども、通常時におきましても安全対策等、先ほどの放射線源など特にそうですけれども、相互に関連する部分については、当然原子力安全委員会も関係をしていくということになると思っております。

以上です。

(内藤部会長) ありがとうございます。

今の御説明に対しまして、御質問、御意見ございますでしょうか。

衣笠委員。

(衣笠委員) 最初の1ページのところに防護またはセキュリティの方法等を分けて書いてあって、そして注2で、どういう法律に基づいてというのを参考で出していただいています。例えば③のところ、妨害破壊行為に対してというのは、この法律そのものが妨害破壊行為を想定して対象とはしていないはずなので、そういう意味ではどういうふうに考えればよいのか。右側の「セキュリティ対策」という欄がありますね、1ページ。その「③核物質防護等の対策」で「(妨害破壊行為等)」があって、それの依拠する、関連する法律ということで、③では注2で説明してありますね。

例えば放射線障害防止法にしても、それそのものは、管理をきちっとやるということは、使うことによって、又はその管理によって人に影響を出さないためにいろいろ考えてつくってあるわけですが、妨害破壊行為というのは想定されていないはずなので、そういう法律で妨害破壊行為に対応するのですかというのが率直な疑問です。

(内藤部会長) ありがとうございます。いかがでしょうか。

(事務局：牧野企画官) 整理が厳密になっていないところが資料には多々ありまして、そこはおわび申し上げなければいけないのですけれども。まず③の部分につきましては、「妨害破壊行為等」と書いていますけれども、核物質防護で言えば、妨害破壊行為と不法移転の部分が入ってきていて、炉規制法は確かにそれは対象としてやっています。放射線障害防止法は、確かに妨害破壊行為というところまで法律の中に入っているかという疑問ですので、これは少し書き過ぎたかもしれません。

ただし、移転という部分について見ますと、実は④のところでも輸出管理とも密接に関係はするのですけれども、放射線障害防止法の中では、譲り渡しとか譲り受け、さらに、所持について制限がかかっています。それらの規制は、移転の部分について若干関係しているという程度でございます。

(内藤部会長) ありがとうございます。

小佐古委員。

(小佐古委員) 1ページの表ですけれども、これに対応したラジオアイソトープに絡むもののイメージを最初に少し議論をされて、それで具体的なことに入った方がいいと思うんですね。

例えば、ラジオアイソトープの方では幾つかの事例があるんです。事故そのほかということになるとかなりの数、数百あるんですけれども、悪意のある放射性物質の散布といえますか、そういうのもあって、例えば何年か前に大阪でありましたアイソトープを使用する施設の技術者が、駅に行って非密封のアイソトープを撒いたというのがあるんですね。これは大混乱になってしまったんですけれども、だから、その種のもがこの範囲の中に入るのか。

というのは、緊急事態というのはわからないんです。よく議論されるのですが、緊急事態、スピーディーにやるというだけけれども動かない。なぜ動かないかという、線源をきっちり与えないといけな

いから。緊急事態なんだけれども、事故なのか、悪意を持ったものかというのは、始める時期はわからない時期があったりするんですね。グレーゾーンに入っているところもあって、そこら辺のところをどんな感じで扱われますかというのをある程度はっきりしておかないと、小さいアイソトープのトラブル的なものを一々原子力委員会とつなげて議論をやっていたら、すごい数ありますから、原子力委員会本体が傷んじゃう。それはやっぱり文科省の規制室のレベルでおしまいにならないといけないんです。

ほかの例を挙げますと、例えば韓国の中央病院では、医師が失恋してトイレに放射能をまいたというのものもあるんですね。だから、これがテロ行為なのかどうなのかと言われると、事故なのかといたら、事故じゃないと思う。悪意があるかと思ったら、悪意はあったと、こういうことになりますから、そういう幾つかの事例を見て、どの範囲をどういうところでカバーしておくのかということも議論されないと、核物質の方は、例えば濃縮ウランなんて比放射能は小さいわけですから、持っていてもしようがないわけで、あれは原子爆弾をつくりたいと、こういうふうに思っているからめめるわけなんですけれども、アイソトープの方は、非常にそこら辺の末端の細々したものがいっぱいありまして、これが規制庁のレベルの所持を制限するとか輸出入を厳格にするというような手続論の範囲の中のこととして押し込めておけばいいのか。もうちょっと広い範囲の、核物質なんかも、場合によったら運用のセキュリティの 이슈としてやるべきことなのかというような事例を幾つか挙げて、大体この程度のところまではここの議論になるということ、どこかの時点でやっていただいた方が絶対がいいと思うんですね。

(内藤部会長) ありがとうございます。

ほかにございますか。

川上委員。

(川上委員) 防護というものの基本的なスタンスと申しますか、要するにそういうものが起こることを防止するというのが防護であって、緊急時というのは切り分けておく必要があるという印象です。

ですから、今まで我々議論してきた核物質、原子力施設についても、緊急事態が起きたときは考えていないわけです。起きないような、いわゆるセキュリティを確立しようという議論だったと思います。

それから、R I線源については、広くコード・オブ・コンダクト以来議論があって、いわゆるグレーデッドアプローチの考え方がありますので、すべての線源に対応するという話は多分ないと理解しております。

(内藤部会長) ありがとうございます。

一応この1ページの表は、概念整理と申しますか、ざくっと切り分けるところなるということで、当然グレーゾーンはいっぱいあると思うんです。例えば、当部会が対象としている核物質なり放射性物質に対する防護要件を考える際に、放射線影響と申しますか、リスクに基づいた、今、川上委員がおっしゃったようなグレーデッドアプローチで区分表をつくらうとすると、当然それは安全確保とリンクしているわけですから、安全委員会の所掌範囲に踏み込んでくるわけでありまして、セーフティとセキュリ

ティの方の連携というのは当然とっていかなきゃいけないと思います。

また、原子力安全委員会がデザインベースアクシデントに対応するものとして設計審査指針というのをつくっているわけですが、その中には明確に「外部人為事象」ということも、その設計項目の一つとして入っているわけですね。ですから、これまで安全委員会は、核物質防護は対象外だということで整理されてきたわけですが、設計項目の中には、いわゆる事故、故障以外のこともそこに入っているわけですから、必ずしもこういうふうに明確にざっくりと分けられるわけではないということだと思います。

(小佐古委員) この表に「核物質、放射性物質等」とまぜこぜに書いてあるのは、何とかしてほしいと思うんですね。これは、もうほとんど核物質のイメージということですので、放射性物質になったときには、この表は、かなり違った表になる可能性があるので、ぜひそのイメージをですね。

それと、緊急時のところは外したいというのが常に出るんです。今もお話をさせていただいたように、線源管理のところをきちんとやりたい。そういうのは、今の法律の延長をすればできるんです。施錠、柵ぐらいのことしか書いていないところを、線源管理をやると、輸出入を厳格化するというのは今のを外装すればできるんですが、それがまかれたときに情報をどういうふうにコントロールするかとか、あるいは医療の体制をどうするかというのは、原子力は防災絡みの別の法律にもなったりもしているんですが、ここは原子力委員会の議論ですから、私は、スタートのところだけやるというやり方は、なかなか国民に納得していただけないんじゃないかと思うんです。

セキュリティ 이슈ということであれば、全体像がどうなっていると、その中で原子力委員会としては、こういうふうな方針でやってほしいと思っているというふうにやられるのが一番よくて、どのレベルでやるかというのは、緊急時の体制のイメージがどうなるのかにすごく強くリンクしていて、それが非常に小さなものでよければ、規制庁が規制の範囲の中でお動きになればいいわけで、それが非常にメディアが大混乱すると、放射線の影響は非常に小さいんだけど、メディアは大混乱すると、あるいは緊急時の医療が混乱するというのであれば、やはり原子力委員会あたりが、全体としてはこうなりますよと、こちらの方の行政庁としてはこういうことをやってほしいと、仕組みとしてはこうなるというのをサジェストしていただくような仕組みの方が座りがいいかなというふうに思います。

(内藤部会長) ありがとうございます。

今の小佐古先生の御指摘の中で、「緊急時」とか「通常時」という言葉のイメージが正しくないといえますか、緊急時という中には、この表ではかなり大災害をいっているんですね。それから有事。ですから、むしろ小佐古先生がおっしゃったような状況というのは、右の通常時の中での事が起こったときの対応をどうするかということだと思います。

それから、小佐古先生がおっしゃっていた、放射性物質を含めてはこの分類学では成り立たないというところがよくわからないんですが、具体的に御指摘いただけますでしょうか。

(小佐古委員) それでは、わかりやすい事例で、例えば大阪でラジオアイソトープがまかれてメディアが大混乱して、人々も混乱したんですが、そのときに、ここに書いてあるような人為的リスクほかのところで原子力委員会は何か対応されたんでしょうかということですか。

(内藤部会長) そういうことではなくて、これはそういうことが起こらないための放射性物質の管理です。

(小佐古委員) この表は、基本的に核物質のことが書いてあるんですよ。放射線ベースで書いていないんです。

(内藤部会長) ですけども、放射性物質をどう管理するかというところでは、③、④でいいわけですよ。それが起こったときにどうするかというところは、原子力委員会が対応するところなのか、ほかの行政庁で対応するのかというところは、実際先ほど川上委員が言っていましたように、グレーデッドアプローチでそれぞれその段階によっていろいろ違うんだと思うんですね。

(小佐古委員) だから、それを示した方がいいんじゃないでしょうかと言っているんです。これは原子力委員会の所掌ではないと、あれはあちらというようなたらい回しじゃなくて、原子力委員会というのは、私の了解では、全体を御覧になって、これは規制庁がやれと、これは安全委員会イシューである、これは防災のイシューであるという交通整理をされるんじゃないかなと思ったから発言したんですが、そうでなければ取り消します。

(内藤部会長) ですから、今の小佐古先生の御指摘が配慮されているわけじゃないと思うんですよ、この分類で。

(事務局：牧野企画官) 本当に概念図なので、議論は多々あるかと思いますが。出来のいい資料だとは思いますが、この資料を作ったそもそもの意図というのは、セキュリティの対策について、誰かが、どこか抜けはないとか、全体を見ている人がいますということを整理させていただいたということでございます。、それは今、小佐古委員がおっしゃったとおり、原子力委員会としてもよく見えていますよということを示しているということでもあります。

確かに御指摘の点は、このあいまいな図の一つの欠点ではあるのですが、例えば安全の対策についても、防災に至らないまでの事故ということは確かにあるわけで、それはいわゆる通常の範囲内で対応しているというような暗黙の理解が実はあるわけですね。そこは、ここにはっきり書いていません。だから、四つの事象に分けていますけれども、相互にクロスオーバーしている部分があるのは間違いないわけです。

したがって、有事に至らないような、先ほど小佐古委員のおっしゃったような事態というものも当然あって、そのところをきちんとカバーできているのかということは議論をする必要があると思っています。

それから、原子力委員会としてどういうところをよく見て、どこの関係省庁にきちんと対応していっ

てくださいという交通整理をするかということが、まさに原子力委員会のミッションであります。そのための交通整理の議論をするのが、この専門部会のミッションでありまして、ここでそういうことを議論して整理をしていただければと思っている次第です。

(内藤部会長) ありがとうございます。

ほかにごありますか。

山本委員。

(山本委員) 後で資料を整理するときのための質問なんです。2ページと3ページの表の中で、これは結局ずっと前にセキュリティをやるときにどういう人たちが関係するんですかという質問をしたことがあったんですけども、それについての答えをこれで作っていただいたなと思って喜んでいますが、その中で、これは通常時か緊急時か、どっちに入るのかわからないんですけども、日本でどういう脅威が存在する可能性があるのかというようなことを評価して、その対策を立てるのに基準になる脅威の種類を想定したりするのは、この2ページの警察庁の中の「原子力施設等に対する妨害破壊行為等の脅威に関する情報収集」というところであって、それで各省庁が御自身の規制されている施設についてそういう脅威を適用すると、そういうような仕組みになっているというふうはこの表の中で読むのでいいのでしょうか。つまり2ページの方で読むのか。

あるいは、3ページの方の一番上に「脅威の評価」という項目がありますけれども、これが想定すべき脅威を検討する省庁の役割分担になっているのかといたら、どっちでしょうか。

(小佐古委員) ちょっと質問よろしいですか。

(内藤部会長) はい、今の質問の関連ですね。

(小佐古委員) 今の山本委員の御質問をもうちょっとわかりやすい格好にブレイクダウンすると、法律とカルールの方は、日本の場合には原子炉等規制法ということで原子炉と核燃物質は違う法律で動いているんですね。それで、放射線の方は放射線障害防止法というので違うルールで動いていて、違う行政庁が動いているわけです。

何かトラブルが起きますよね。最初は、どの省庁のことかわからないわけです。だから、放射線規制室の人がいつもこぼすのは、核燃物質の場合にも必ずうちに来ると、迷惑な話だとか言うんですが、受け取る方はわからないわけです。放射線が出ているというのはわかるんですが、3日か4日たって分析したら、これはトリウムでしたねと、こういうのが後でわかるわけです。

それで、消防とか警察も同じなんです。彼らの頭の中には、放射線が出ていると、あるいは厚生労働省も同じですね。働く人の安全という観点から見ていますから、核燃物質のトリウム側の放射線なのか、ラジオアイソトープの放射線なのかは関係なしに電離則などはできているわけですね、働く人の安全は。消防とか警察も同じです。今回はトリウムの放射線だからこういう部隊が出ていって、違うところはこういう部隊が出てというふうになっていないです。同じです。

だから、その交通整理をやるのは、多分原子力委員会側の方が上手におやりにならないと、規制庁の方は自分のことをやるようにでき上がっていますから、人のことをやるというのは非常にまずいので、原子力委員会の方が、このときにはこういう判断をすると、こういう場合にはこういうふうになるんだということを明確に示してあげないと、一緒にやっているようなそういう機関、厚生労働省の労働者の安全とか、あるいは消防とか警察のところは、非常に混乱すると思うんです。

行政側の方に言っても、私のトップはちゃんとやっておりますと、こういう話になるわけですから、やはり全体の交通整理を十分にやっていただくのが原子力委員会の役割じゃないかなと思うんです。それをひっくり返した御質問だったと思うんですが。

(内藤部会長) ありがとうございます。

山本委員の御質問に対して、事務局はどうお答えしますか。

(事務局：牧野企画官) すみません、よく理解できていないかもしれないのですが、まず山本委員の御質問は、脅威の想定の部分であったかと思うのですが、通常時と緊急時とそれぞれ若干違うわけでありまして、通常の時点では、まさに核物質防護とか実際規制を考えるときには、例えばDBTを作るに当たっては、警察庁がそのための脅威の情報を集めてきた脅威の情報を基に、関係省庁が集まって連携をして決めているということでもあります。

しかし、実際に事が起こってしまったということになりますと、これは政府としての対策本部というものがきちんと設置をされますので、そこに関係省庁が集合する中で、事の案件、これはNBC全部入っていますし、それに応じて、所掌の役所ごとにそれぞれの専門性を活かして情報を出し合い、どういう脅威だと思ふのかということの評価していくということになっているという意味であります。

それから、小佐古委員の方から、現場の対応はどうなってしまうのかと、そこで何か放射線が出ているという事実を警察庁が察知したときに、実際に警察庁だけでは分からないではないかと、関係省庁をきちんと連携させてワークするようにすべきではないかということかと思うのですが、一応そこは関係省庁も認識しておりますし、原子力委員会としても連携を取っていくようにとすることになるとは思うのですが、個別具体的に何か問題が出てくるようになれば検討していく必要があるかと思えます。実態としては、警察なり消防なりがそういうものを見つけたときには、恐らく文科省の方にまず、放射性物質ではないかと思って通報がいきます。ただし、実際原因が分かって、これはどうも違うらしいとなれば、関係省庁とも連携が広がっていくということになっているかと思えます。お答えになっているかどうか、よく分わからないですけれども。

(内藤部会長) 小佐古委員。

(小佐古委員) 私が言ったのはDBTと、これを徹底しているところでも、既にみんな大混乱を起こしているわけですね。例えば警察の人とやるときに、彼らがどういうスレットを提示するかというと、核物質防護と同じようなスレットを大体提示されるんですよ。彼らにとってはわからないから、放射線の



コバルト60のリスクと核燃料物質が盗られるリスクというのが、あちらの方では交通整理できないですよ。

だから、僕らが非常に今苦しみ始めているのは、警察とやりとりをして、スレットのいろんなものを制定していくんですが、大体、核テロをベースにしたものを要求してくるんです。だから、従前にはなかったようなとんでもないものを我々は用意しなくちゃいけなくて、学問的に見れば、やり過ぎじゃないのということが起こっているわけです。

だから、私が言ったのは現場の対応だけではなくて、通常時と表現されていますけれども、スレットを制定するところも、ある程度原子力委員会の方で、核物質セキュリティのスレットの制定の仕方と、ラジオアイソトープなどは少し違うんじゃないですかということは何らかの形でサジェストしてあげないと、消防にしても警察にしても今、大混乱が起こり始めているんですよ。

(内藤部会長) ありがとうございます。

近藤委員長。

(近藤原子力委員長) 今、小佐古委員がおっしゃったことは、私どもが気にしているところです。日本の行政担当者は非常にまじめで、熱心で、自分の責任を果たすために、ある場合には、100%でいいところを120%まで頑張っちゃうことがある。そして固有の論理でもって自己発展して行って、思わず知らず、他の領域に入りこんでまで決め事をしたところ、それは全体の利益にならぬという可能性がある。もう一つ、そこを気にするあまり、すき間があいてしまうリスクもある。それを総合調整する機能というのがどうしても必要ではないかと。それは、本来どこかにあるはずだといっていたのですが、気がついてみたら、それは原子力委員会の責任だと。安全委員会の責任かなと思っていたけれども、どうも原子力委員会の責任らしいということで、腹をくくったところなのです。

ですから、これまでの怠慢をお詫びしつつ、行政に対する国民の信任リスクについて気配りを申し上げてきた委員会として、是非に皆さんにお願いをして、すき間がないことと、また、マネジメントの要点はグレーディング、つまり、重要度に応じた適切なアクションをとることですから、この問題についてそういう原則で対応を整理して、各関係省庁にはそれぞれに必要な十分なお働きをいただくようにしたいと考えています。そういうことですので、小佐古先生のおっしゃることが、まさしくこれからの御議論のポイントだというふうに私は思っています。

(内藤部会長) ありがとうございます。

先ほど事務局から説明しました資料第1号、その3ページ、主な検討事項の中に既に、RIに対して想定すべき脅威はどうか、その区分の考え方、防護の水準の考え方。国際動向の中には、先ほど言いましたようなファンダメンタルとしてグレーデッドアプローチというのがありますから、まさにリスクに応じた、何でもかんでも核物質と同じようにやれということではなくて、小佐古先生の御指摘の点を踏まえて、ぜひこの検討をする中で御発言いただけたらと思います。

ほかにございますでしょうか。

ないようでしたら、次の資料「放射性物質の防護に関する国際的な動向等について」、事務局から御説明願います。

(事務局：牧野企画官) 資料第4号でございます。この資料につきましても、基本的には、これまでも本部会では最初の段階でざっと説明をしているところでありますけれども、放射性物質に注目しまして、改めてもう一回頭の整理をし直したいと思ひます。幾つかは、もう既に配布されている資料からの抜粋になっているものであります。

1 ページ目でございますけれども、放射性物質の防護に関する、ここでは「防護」になっていますが、これからは「セキュリティ」とすべきなのか、少し混乱していますけれども、近年の主な国際的な動向を一目で分かるようにということで、IAEAの場を中心とした取組とか、それ以外にサミットとか国際会議で行われていること、さらに、国内の動きということ整理してみました。

IAEAにつきましても、一番最初は、99年の行動計画が主な動きとして目立ってきたわけですが、2000年の段階で放射線源の安全に関する行動規範をまとめたわけですが。その後、2001年に9.11テロが起こったことを踏まえまして、2003年には、これが放射線源の安全とセキュリティに関する行動規範という形で再整理をされたという経緯があります。

一方、IAEAでは、「TECDOC」と言っていますけれども、いろいろなドキュメンテーションを放射線源のセキュリティ対策として作ってきた経緯がありまして、さらには、輸出入のガイダンスなどもまとめたということになっています。2006年になりまして、こういったセキュリティ関連のドキュメンテーションを、「IAEAニュークリア・セキュリティ・シリーズ」というような体系的なものとして整備をしようという動きが出てきているということでもあります。

それから、国際会議等につきましても、従前からいろいろな取組がなされてきたわけですが、近年、2003年頃から見ますと、第3回目になりますけれども、放射線源のセキュリティに関する大きな国際会議がウーンで開かれたと。これは、その後ボルドーの会議とか続いていくわけでございますけれども、ここでいろいろな専門家の方々からの知見とかを出していただいた上で、それをIAEAは、いろいろなガイダンス類に取り入れていくということを行っています。

一方、サミットの関係で言いますと、2003年のエビアンサミットでは、放射線源の安全確保に係る首脳声明ですとか行動計画が採択されておりますし、シーアイランドサミットに至りましては、先ほどの輸出入ガイダンスをきちんと作って履行しようということになっております。それから、2005年のグレンイーグルスサミットにおきましては、IAEAの方でまとめた行動規範について、それをグローバルに進めてゆきましようということを行っています。また、核テロ条約も2005年に採択され、2007年に発効したという経緯があります。2006年にはグローバル・イニシアティブ提唱と書いてありますが、これはサミットの機会を利用して米露首脳がそのような提案をセキュリティと

いう観点から行ったということでもあります。

日本におきましては、IAEA等の動きに連動して、いろいろなことを日本としてもやりますということで、一つには核テロ防止条約が日本でも本年の9月に発効していますということですし、先ほどの輸出入のガイダンスについては、2006年は関連する貿易管理令を改正して施行したということでもあります。

2ページは、この中のIAEA関連の主な動向について、内容を整理したということをごさいます、先ほど申し上げましたようなことを紙に書いたということでもあります。

3ページは、先ほどニュークリア・セキュリティシリーズという体系的なドキュメンテーションの整備を始めたということをごさいます、まだこれは「仕掛り品」でごさいます、IAEAとしても公式な形でこのように決めましたというものが出されていませんので、取りあえずのイメージ、概念ということで整理をごさいます。行動規範などにおきまして、まず原則というようなことをきちんと整理をしておりますので、体系的なドキュメンテーションは、セーフティ・スタンダードの例に倣うと、恐らく基本的な原則論の部分から、レコメンデーションと言われる勧告の部分、さらに、それを実施するときの実施指針、それから、参考資料といっても良いのですけれども、技術関連事項をまとめたマニュアルの類の部分というような、階層的なドキュメンテーションの体系になるだろうと思われま。

現在、表に出てきている部分は、破線で囲ったものをごさいます、まだ実施指針以下のところしか、こういうものを作っていますと公にIAEAとして出ておりません。勧告の部分につきましては、現在検討中ということで、IAEA加盟国も一緒に参加しながら、こういうドキュメンテーション作りの作業を進めているということをごさいます。

内容的には、核物質と放射性物質が一緒になるのか分かれるのか、輸送の部分はどうかというものは、まだ分からないということで、ここはイメージ図であります。

それから、4ページのサミットの関連は、先ほど申し上げましたので省略をさせていただきます。

あとは参考資料ということで、行動規範ですとか、TECDOC-1355についても少し詳細な内容を整理しています。これは、いずれも以前配った資料を再掲しております。

ここで注目をしていただきたいのは、参考2、6ページ、TECDOC-1355でごさいます、これが放射線源のセキュリティ確保に係る暫定指針ということで、2003年にIAEAがオープンにした資料でごさいます。これは、行く行くは先ほどのニュークリア・セキュリティシリーズの中の勧告とか、あるいは基本原則に入る部分があるかもしれませんが、そういった体系文書の中で整理をされていくであろう基本的な内容が、取りあえず暫定指針という形でオープンになっているものです。

最初に、放射線源の危険性とその具体例が整理をされていまして、放射線源の危険性を1、2、3、4、5という5段階にカテゴリー分けをして、さらに、カテゴリーに基づいた、対策をセキュリティ・グループごとに考えていこうと、こういう発想になっているという資料でごさいます。

それ以外には、8ページ、参考5でございますけれども、核テロ防止条約については、以前御紹介してございますけれども、平成19年7月に条約そのものは発効し、我が国も9月に発効したということで、実際に進捗があったということでございます。テロ行為だということであれば、放射性物質を持っているだけで処罰することができるということが、国際的な条約として取り決められましたということでございます。

以上です。

(内藤部会長) ありがとうございます。放射性物質のセキュリティにかかわる国際的な動向を御説明いただきました。

今の説明について、御質問、御意見ございますでしょうか。

参考1から6まで添付されていますが、いずれこれからももう少し詳細に中身の御説明があるんですね。(事務局：牧野企画官) 今回は御紹介ということで、基本的な頭の整理のために、動向、流れを取りあえず押さえていただければと思っております。

実際に、この後、関係省庁の皆様からの御説明ですとか幅広い事業者の方々からも現状をお聴きして、実態を踏まえた上で基本的な考え方の検討に入るわけです。その際には、もう一回改めまして、国際的な考え方は共通的な事項としてはどのような考え方がなされているのかということをお説明した上で、議論に入っていただければと思っております。

(内藤部会長) ありがとうございます。

小佐古先生。

(小佐古委員) 3点ありまして、一つは、この資料に載っていないんですけども、ICRPのパブリケーション96番で、核テロと放射線防護という勧告が既に出ておりまして、これはニューメキシコ大学のメトラ教授等々を中心にして出したものなんですけども、メディカルは当然のことなんですけども、情報の管理とかセキュリティイシューそのほか入っていますので、ぜひ検討の中で御参考にしていただければ助かるのではないかと思います。

2番目ですが、6ページのところにIAEAの「TECDOC-1355」を中心にして、あるいは指針とかほかとも絡むんですが、セキュリティグループA、B、Cと。それで、既に放射線規制室の方では、国内委員会を開いて規制としてできることと。一番ポイントになるところは線源の安全管理関係。全部やると物すごい数になりますので、Aを中心にして、Bも入ると。ここに一覧表が出ているんですけども、国内の実態を見ると、幾つかのものはAがBに入るので、そこら辺のことを随分いじって、最終的な報告書が既に出ておりますので、また何かのときにはぜひご紹介いただきたい。非公開ということなんですけれども、法律をつくるための審議というのはもう既に終了しているということですので。

それと絡めて、ポイントになるのは線源管理と輸出入のところはやはりかなり大きな比重を占めるんですが、そのようなところも交通整理が随分できておりますので、何かのときにはぜひ規制室の方に資

料そのほかを要求されると座りがいいんじゃないかと思います。

3番目ですが、IAEAのセキュリティシリーズの体系化というのが行われており、セキュリティのことを全部公開しちゃつと、ここがポイントですよというのを悪い人に教えるようなことになるので、一部非公開そのほかになっているんですけども、ぜひさわりがいい範囲のところ、このシリーズの全体がどうなっているのかを御説明いただくと、各国コメント等も入っていますので、全部守るかどうかは別にしても、IAEAのことは、やはり国際整合をとる上でよりどころになると思うので、さわりのない範囲のところ、やっていただけると思うんですが、ぜひ御紹介そのほかをよろしく願いいたします。

(内藤部会長) ありがとうございます。

これから関係省庁、それから事業者ヒアリングもありますので、その中で今の御指摘の点が包含できるように、事務局に配慮していただきたいと思います。

それから、今の3ページでIAEAニュークリア・セキュリティシリーズの体系、概念が書いてありますが、これはIAEAがセキュリティシリーズの文章を体系化したいということで、今何ができているかというのは、黒線のところは多分できているものであって、点々点がまだ作業中ということだと思うんですが。

それを見ると、2欄目の勧告のところ「核物質、放射性物質のセキュリティに関する勧告文」、これは実線になっているけれども、できていないんですね。核物質防護についての勧告は、INFCIRC/225/Rev.4というのがあるんですが、それはまだIAEAのニュークリア・セキュリティシリーズの文章ではないんですね。ということなので、この実線と破線の差というのは何なんですか。

(事務局：牧野企画官) すみません、説明の仕方が良くなかったのかもしれませんが、これは、概念図を事務局が勝手に想像して整理をしているということです。実線の部分は、このような要素を含んだ文書が体系的に整理されるであろうということでありまして、核物質とか放射性物質のセキュリティに関する勧告文のような文章ができるだろうと。

破線の部分は、実際に出されているもの、あるいは作っているとIAEAが公表しているものが入っていて、それは例えば、実施指針の核物質、放射性物質のセキュリティに関する実施指針が出されるであろうと事務局が思っている実線部分の下には、破線で囲んだ「妨害破壊行為に対する核物質及び原子力施設の防護に関する実施指針」という文章がIAEAとして出していくとしているということです。それから、「放射線源のセキュリティに関する実施指針」という文章も作るとIAEAは公表しているということでもあります。

(内藤部会長) わかりました。逆に取り違えておりました。

さらに敷衍いたしますと、今までのINFCIRC/225/Rev.4というのは核物質だけなんです、それを放射線源にまで包括したような基本文書をIAEAはつくろうとしていたんですね。

けれども、それは実態的に無理であろうということで、今後としては核物質と放射線源とは別の、例えば勧告にしても一体の文書じゃなくて、別々の文書にしようということ、先般関係国が、今、INFCIRC/225/Rev.4の改定ということが俎上についておりまして、それを議論するレファレンスグループと言われる20数カ国が集まって、今月の冒頭IAEAで議論があったようなんですけども、そこでは核物質、放射性物質のセキュリティに関する勧告文として、INFCIRC/225のRev.4なり、できればRev.5を位置付けたい。ただし、それは核物質防護に関するところなんです、それに相当する放射性物質の部分もつくりたいし、それからいわゆるイリシットトラフィッキングに対応する部分も、三つの文書としてまとめたいというのがあるようでございます。

それから、Rev.5につきましては、来年の3月ぐらいから議論を始めていって、再来年の1月とか2月ぐらいの段階でまとめたいというようなことで関係国の会議を開きたいということを議論したようでございます。

(小佐古委員) そこなんです、これは「勧告」と書いてあるのは、英語で言うとリクワイアメントということですか。

(内藤部会長) いや、レコメンデーションです。

(小佐古委員) レコメンデーションの形をとるんですか。

(内藤部会長) はい。一番左はファンダメンタルズです。それからレコメンデーションで、3番目でインプリメンテーションガイドです。それから、テクニカルガイダンスとかレファレンスマテリアル、英語の表現はそういう表現です。これはAdSecで議論しているものです。

(小佐古委員) そうなんです。IAEAの方のほかのすべての仕組みとは違いますね。ほかのすべての仕組みは、一番下にガイドがあって、リクワイアメントがあって、スタンダードがあります。

(内藤部会長) BSSとは違っているかもしれませんね。

(小佐古委員) BSSじゃないんですよ。BSSは、プラデーションセーフティですけども、あれはRASSCのカテゴリーの中のRequirementなんですね。そんなに高いポジションじゃないんですけども、それ以外のNUSSCとかWASSCとかTRANS SCは、全部Requirement Guide、そのような構成をしているので、Recommendationということになればポジションが随分違うし、体系化と言われているときに大丈夫かなと一瞬思ったものですから。IAEAは、レコメンデーションに相当するものは条約にしたがりますよね。

(内藤部会長) 過去の経緯があって、Adsecで議論したのは。

(小佐古委員) IAEAで、Recommendationで出しているドキュメントはあるんですか。ICRPはRecommendationで出しています。

(内藤部会長) INFCIRC/225自体はRecommendationですよ。

(小佐古委員) そっちの方は、セーフティの体系の中ではない。

(内藤部会長) ですから、この整理というのは、Adsecが整理した整理の仕方です。

(事務局：牧野企画官) 誤解を与えますといけませんので、もう少し正確に申し上げますと、まだこの体系については、IAEAとしてもこういうふうに決めましたということは公表しておりません。実際決まっておりませんので、私どもとしては、恐らくこんなような体系ができるのではないかという概念だけを示しています。ですから、階層的に幾つかに分かれるというイメージだととらえていただければと思います。

それから、先ほどの破線で挙げた実施指針等につきましても、実際に出来上がっているのは、マニュアル類の類だけだったような気がしますし、一応現在こういうものも作っていますということをIAEAが公表しているものが含まれていますので、必ずしも全部が出来ているわけではございません。

(内藤部会長) ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

ないようでしたら、今後の進め方等について事務局からお願いします。

(事務局：立松上席調査員) 今後は、資料1で御説明させていただきましたとおり、月1回程度の頻度で本部会を開催させていただきまして、本年度末に、昭和55年の原子力委員会の核物質防護専門部会報告書の見直しを行い、核物質及び放射性物質の防護の在り方に関する基本的考え方を取りまとめさせていただきたいと考えております。

次回及び次々回の開催は、11月上旬及び下旬を予定しております。放射性物質のセキュリティに関する関係省庁及び関係事業者等からのヒアリングを考えております。具体的な開催日程等につきましては、後日事務局の方から連絡させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

なお、本日の議事録につきましては、事務局で案を作成いたしまして、出席の皆様方に御確認をいただいた上で公表させていただきますので、御承知おきください。

(内藤部会長) 今日の議題は以上のとおりでございますけれども、最後に、皆さんから何か御意見等ございますでしょうか。

ないようでしたら、今事務局から御説明がありましたが、11月上旬に関係省庁等からヒアリングを行いまして、放射性物質の防護の基本的考え方について審議してまいります。日程等については事務局から御連絡申し上げますので、それに従って決定したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

今日はどうもありがとうございました。